

要項第20号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会ボランティアセンター運営要項

（目的）

第1条 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）ボランティアセンター（以下「センター」という。）は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり実現に向け、住民の連帯意識の高揚とボランティア活動・住民活動の自主的・協働的な推進を目的として運営する。

（事業）

第2条 センターは、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）ボランティア活動に関する啓発及び普及
- （2）ボランティア活動に関する育成，養成及び研修
- （3）ボランティア活動に関する相談，援助
- （4）ボランティア活動の登録及び調整
- （5）ボランティア活動における相互の交流
- （6）ボランティア活動の調査・研究及び情報提供
- （7）ボランティア活動と住民活動のネットワーク形成
- （8）ボランティア保険加入促進
- （9）福祉教育の推進
- （10）その他，第1条の目的を達成するために必要な事業

（職員）

第3条 センターには、ボランティアコーディネーター他必要な職員を配置する。

（ボランティア室）

第4条 ボランティア活動者が気軽に利用でき、コミュニティの広がりを図れるよう、次のとおりボランティア室を設置する。

（1）設置場所

本会本所

小美玉市上玉里1122番地（玉里保健福祉センター内）

本会小川支所

小美玉市小川2番地1（小川保健相談センター内）

本会美野里支所

小美玉市部室1106番地（四季健康館内）

（2）利用者の範囲

ボランティア室を利用できるものは、主に市内においてボランティア活動、地域支え合い活動を推進している個人・団体とする。

（3）利用時間

ボランティア室の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、本会会長（以下「会長」という。）が特に必要があると認めた場合は、これを変更することができる。

（4）休室日

ボランティア室の休室日は、次のとおりとする。

（ア）土・日曜日

（イ）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

（ウ）12月29日から翌年1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要があると認めた場合には、この限りでない。

（5）利用料

ボランティア室は、無料とする。

（6）利用申込

ボランティア室を利用するときは、2カ月前から3日前までの期間内に予約するものとする。ただし、会長がボランティア室の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（7）利用者の義務

ボランティア室の利用に際しては、会長の指示に従わなければならない。

（研修）

第5条 ボランティアコーディネーターは、資質向上のため各種研修会等に参加するものとする。

（委任）

第6条 この要項の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、令和3年10月1日から施行する。